

～市民意見公募（パブリックコメント）のお知らせ～

「第3次会津若松市人材育成基本方針（案）」への 意見をお寄せください

職員の育成については、これまで、人材育成に係る基本的な考え方を定めた「第2次会津若松市人材育成基本方針（以下「第2次基本方針」）」に基づき取り組んできたところです。

現在、平成21年5月の第2次基本方針策定から9年が経過していますが、この間の社会経済状況等の変化への対応を踏まえながら、職員の人材育成を行っていく必要があることから、第2次基本方針の各取組を検証し、課題を確認した上で、「第3次会津若松市人材育成基本方針（以下「第3次基本方針」）」を策定していくものです。

今回、第3次基本方針（案）をとりまとめましたので、その内容について意見を募集します。意見がある方は下記のとおり提出してください。

記

1 募集期間 平成30年1月31日（水）～平成30年3月2日（金）

2 意見を提出できる方

次のいずれかに該当する方が意見を提出することができます。

- ・市の区域内に住所を有する方
- ・市の区域内に通勤又は通学する方
- ・市の区域内で活動する個人又は団体

3 意見の提出方法

別紙「第3次会津若松市人材育成基本方針（案）に対する意見書」に必要事項を記入のうえ、市役所人事課まで直接お持ちいただくか、電子メール、FAX、郵送により人事課まで提出してください。

なお、匿名や電話での意見提出は受付できませんのでご注意ください。

4 意見の取扱い

- ・提出していただいた書面はお返ししませんのでご了承ください。
- ・お寄せいただいたご意見については、住所、氏名等の個人情報を除き、意見に対する市の考え方とあわせて公表する場合があります。
- ・個々のご意見に対し、直接ご本人への回答はしませんのでご了承ください。

5 意見の提出先

〒965-8601 会津若松市東栄町3番46号

会津若松市役所総務部人事課

FAX 0242-39-1411

電子メール jinji@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp

6 お問い合わせ 会津若松市人事課（電話0242-39-1213）